

---

# 社会福祉士養成課程における福祉用具の教授法

椎名 清和  
嶺末 憲子  
筒井 澄栄  
中村 幸子  
西川 ハンナ  
和田 光一

---

## 1. はじめに

福祉用具は、高齢者、障害者の日常生活の自立を図るとともに、その生活の質を向上させるためにきわめて重要な役割を果たすものであるといわれている。今後ますます障害特性に応じた機器やシステムの開発により、生活の場を通して、さらに質の高い文化生活への社会参加には欠かせないものとなってきている。

そのような福祉用具の必要性は十分認識されながらも、利用者に対する情報の提供や適用技術においては不十分な点があり、実際に、福祉現場で業務に従事する福祉専門職にとって、福祉用具の活用が浸透しているとは言い難いのが現状である。この原因としてまず考えられるのは福祉専門職の養成における福祉用具に関する不十分な教育体制である。「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和63年2月12日社庶第26号）では、老人福祉論等の複数の授業科目の目標や内容に福祉用具に関する記述があるものの、福祉用具に関する独立した科目は設定されていない。

そこで、教育現場において、どういった教授内容（指導・教育）を行っているのかを確認するとともに、福祉用具の導入、教授内容、現場との連携についての実態調査を行った。

本稿においては特に社会福祉士養成課程における福祉用具の有効利用についての考察を中心におこなった。

## 2. 調査の概要

対象：日本社会福祉士養成校協会および日本介護福祉士養成校協会に加盟している大学・短期大学・専門学校534校。

調査内容：福祉用具の設置状況（導入方法）、福祉用具に関する教授方法

調査方法：調査票を郵送し、郵送により回答を求めた。

調査期間：平成17年2月5日～2月28日

回収状況：130校から回答があった（回収率24.3%）。回収状況を学校種別にみると専門学校が49校（37.7%）と最も多く、以下、短期大学36校（27.7%）、大学32校（24.6%）の順であった。また、介護福祉士を養成しているかどうかでみた場合、介護福祉士を養成する課程（以下、介護福祉士養成課程）が97校（74.6%）、介護福祉士を養成しない課程（以下、社会福祉士等養成課程）が22校（16.9%）であった。

質問項目：授業における福祉用具の教授法を検討するために、「福祉用具をどの段階まで教授しているのか」、「本来どのレベルまで教授すべきか」、「理解度の評価方法」という3つの設問を設け、下記に「項目ラベル」として示す33の福祉用具について尋ねた（以下、質問項目とする）。グラフや文中などで示す質問項目の表記名を「項目ラベル」とし、質問項目としてあげた福祉用具を目的別に大別したものを「種別分類」として整理した（図表1）。

質問項目として設定した33の福祉用具は、介護福祉士や社会福祉士等の養成課程において重視される福祉用具の種別、代表性のみを基準として選定されていない。介護保険の福祉用具貸与に関する

図表1 福祉用具の教授法に関する質問項目

種別分類	項目ラベル	種別分類	項目ラベル
車いす関連	普通型車いす	移動・歩行関連	手すり
	電動車いす		スロープ
	介護用車いす		歩行器
	車いす用クッション		松葉づえ
	電動補助装置		カナディアン・クラッチ
	車いす用テーブル		ロフストランド・クラッチ
ベッド関連	特殊寝台	排泄関連	多点杖
	マットレス		痴呆老人徘徊感知器
	サイドレール		和式便器の洋式化
	褥瘡予防用具		洋式便器高さ補助
移乗関連	体位変換器		便座立ち上がり補助
	スライディングボード		ポータブルトイレ
	スライディングマット		特殊尿器
	移動用リフト本体・吊具	入浴関連	入浴用いす
			浴槽内手すり
			浴槽内いす
			入浴台
			浴室内すのこ
			簡易浴槽

注) 質問紙では、移動用リフト本体と吊具を別の質問項目としているが、本図表ではまとめている。

以下本節と次節では「移動用リフト」として表記する。各設問の内容・分析により、

さらに各質問項目をまとめて示す場合もある。

る福祉用具の項目対象となる基準を基本としながらも、本研究の調査項目としての意味づけについて、次のような観点で検討した。実践での使用状況や在宅での活用、自立支援・リスクマネジメントとの関連などから、実際には活用しなくなったものや問題性を指摘されているものなども含める。また、ある特定場面で使用される複数の福祉用具を質問項目に入れ、一連の生活援助行為に対する想定への指標としたり、利用者の状態に合わせて選択したりするものなどを含める。

### 3. 福祉用具の設置状況

#### (1) 福祉用具の導入方法について

教授に必要な福祉用具についてはレンタルではなく購入により導入されるが、「最小限のものだけを購入」する傾向がある（図表2）。

#### (2) 福祉用具選択の優先順位

福祉用具を選択する際には、指導要綱にのっとった選択が行われている。指導要綱以外では教職員の考え方方が影響している。予算については優先順位2位にあげられることが多く、福祉用具選択の際の重要な要因であることがわかる。一方、福祉用具を設置するためのスペースについては福祉用具選択の際の優先順位が低いことがわかった（図表3）。

#### (3) 福祉用具に関する年間の予算枠

福祉用具に関する固定的な予算枠はあまりないが（「あり」25校、「なし」83校）、必要に応じて購入される傾向があることがわかった（図表4）。

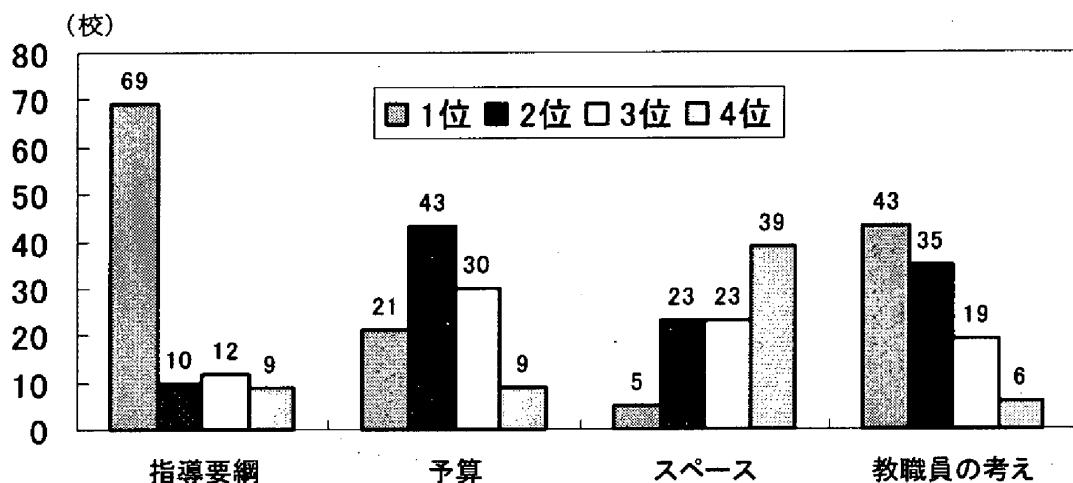
#### (4) 福祉用具の入れ替え

福祉用具の入れ替えについて、必要な順に入れ替えるが83校（63.8%）で、入れ替えていないが22校（16.9%）であった。定期的に入れ替えるのは2校（1.5%）であった（図表5）。また、自由記述（図表6）の内容をあわせて考えると、教授法に必要になった時に入れ替える傾向があるといえる。

図表2 福祉用具の導入方法

全て購入	34	( 26.2% )
最小限のものだけを購入	66	( 50.8% )
全てレンタル	0	( 0.0% )
その他	16	( 12.3% )
未記入	14	( 10.8% )
合計	130	

図表3 福祉用具選択の優先順位



図表4 福祉用具に関する年間予算枠（自由記述）

- 必要時相談して購入する  
 必要に応じ購入。他関係を含めた予算  
 備品拡充費としての予算枠はありますが、福祉の枠は特にとっています。  
 物品としての予算枠は設けているが、福祉用具限定での枠はない。  
 学科予算から必要に応じて出す  
 必要に応じて  
 機器備品枠  
 必要なものを購入する  
 必要に応じ、その都度判断しております。  
 教育に必要なものは原則としてすべて購入  
 「福祉用具」に限定された予算ではないという意味です。  
 必要時、年度予算に入れる  
 必要な物、破損したものは、その都度、購入。  
 枠として明確な額は決まっていないが必要に応じて支出する  
 特に決められてないが、必要なら購入可能  
 福祉用具のみの年間予算としてはありません。

図表5 福祉用具の入れ替え

定期的に入れ替える	2	( 1.5% )
必要な順に入れ替える	83	( 63.8% )
入れ替えていない	22	( 16.9% )
その他	8	( 6.2% )
未記入	15	( 11.5% )

図表6 福祉用具の入れ替え（自由記述）

破損時
新設なので足りない用具を足していく
破損、紛失時ののみ、買い替えている。
検討されていない
随時購入
必要な順に入れ替える
不明。（家主）東京都の方針
必要に応じて入れ替える
学科ができてそれ程年月がたっていないので（入れ替えていない）
当分考えていない

#### (5) 福祉用具購入等の課題

調査の結果をまとめると以下の6点に集約できると思われる。

- (1) 購入の予算がない。あるいは少ない。スペースがない（収納も含めた）。
- (2) 購入が基本となっているために、更新が難しい。
- (3) 福祉用具の開発がめまぐるしい中、新しい福祉用具を入れるタイミングが難しい。
- (4) 新しい情報がパンフレットなどからしか入らない。
- (5) レンタル制度があると良い。
- (6) 現場（施設）との関係で福祉用具の使い方を考える。新しい福祉用具の導入についての必要性は認識しているが、現場で使用している福祉用具との整合性を考慮して導入を控えている。

この6点を考えてみても、福祉用具の必要性は理解されているが、実体としては、指導要録や教員の考えに基づいた福祉用具が必要最低限購入されている状況にとどまっていることがうかがえる。

福祉用具の進展にはめざましいものがあり、数年で過去のものになってしまう福祉用具もある。介護関係での福祉用具の設置基準（設置要項）についても、定期的に見直す必要があると思われる。また、その見直しに伴い、福祉用具事業者との連携を行うとともにレンタルシステムの導入も必要である。そうすれば予算的な問題に対しても負担は少なくてすむと思われる。

福祉用具の事業者についても、カタログの提供や福祉用具の納入だけではなく、福祉用具の最新の情報提供や、福祉用具選定の援助、機能等の点検、使用方法等の助言などの講習・研修が必要である。福祉用具教育機関についても、福祉用具に関する事業者との協力・連携が重要になってくる。

#### 4. 福祉用具が教授されている教科

福祉用具の教授法に関する調査票の回答者が担当している科目を介護福祉士養成課程と社会福祉

士等養成課程でみたものが図表7である。

介護福祉士養成課程においては、「介護技術演習」(77校)や「形態別介護技術」(36校)などの技法を伝える教科で福祉用具に関する教授が行われていることが明らかとなった。

介護福祉士を養成していない社会福祉士等養成課程においても「介護概論」(6校),「介護技術」(5校)と介護系の授業で福祉用具の教授がおこなわれていた。

一方、「老人福祉論」や「障害者福祉論」などの理論を教える科目において扱われていたり、「福祉科教育法」や「スポーツレクリエーション活動援助法」などで扱われていたりする場合もあった。

以上から、福祉用具の教授に関しては介護系の授業で実施されることが多いが、福祉用具に関して教授する科目にはバラツキがあるため、福祉用具の教授が福祉教育に系統的に位置づけられていないということがいえる。また、このことは同時に、担当教員の個人的経験等が福祉用具に関する教授の内容を左右することもあることということも示しているのではないだろうか。

## 5. 社会福祉士等養成課程における福祉用具の教授

### (1) 教育場面において活用される福祉用具

社会福祉士等養成課程において、福祉用具教育として最も多く「適切に使えるようにする」つま

図表7 福祉用具を教授している教員の担当科目

非介護福祉士養成校		介護福祉士養成校	
介護概論	6校	介護技術演習	77校
介護技術、介護技法	5校	形態別介護技術	36校
社会福祉援助技術演習	3校	介護概論	13校
社会福祉援助技術現場実習指導	2校	実習指導	12校
障害者福祉論	2校	介護実習	5校
福祉科教育法	2校	リハビリテーション論、リハビリテーション実技	3校
生活・福祉工学、人間工学	2校	実習	2校
1年生ゼミの1コマ	1校	生活福祉論	2校
医療福祉機器論	1校	福祉機器論、福祉現場における福祉用具の活用	2校
ケアワーク実習	1校	福祉住環境、福祉住居学特講	2校
高齢者福祉	1校	家政学実習等	1校
社会福祉援助技術現場実習	1校	ケアプラン	1校
障害行動測定評価演習	1校	在宅介護論	1校
福祉用具論	1校	住生活	1校
ヘルパー2級実技	1校	食事介助演習	1校
教育実習指導論	1校	スポーツレクリエーション活動援助法	1校
		生活支援工学	1校
		地域理学療法学実習	1校
		日常生活活動学	1校
		老人福祉論	1校

り体得レベルまでの教授が目指されていた福祉用具は、普通型車いす（6校）、特殊寝台（5校）、介護用車いす（4校）、マットレス（4校）であった。このことから、ベッドからの移乗や移動という、寝室を想定した場面における一連の介護体験を想定しての教授内容になっていると考えられる。

逆に福祉用具を扱う授業において全く触れない福祉用具は、テーブル（9校）、痴呆老人徘徊感知器（8校）、クッション（7校）であった。これらは福祉用具の大きさなどが問題ではなく、テーブルやクッションなどは実際介護を体得するレベルでなくては説明も不要なもの、痴呆老人徘徊感知器などは実際の活用頻度と関係があると考えられる。

#### (2) ビジュアル教材による代替

実物による説明よりもビデオや写真等の活用により福祉用具の理解を促進できることもある。ビジュアル教材の活用が多いのは、褥瘡予防用具（9校）、歩行器（9校）、手すり（8校）、特殊尿器（各8校）であった。これらは利用者体験の必要性は薄く、上記の福祉用具を使用した介護は介護スキルを身につけた上で体得する技術であるからともいえる。

同じ福祉用具であっても使用方法の体得まで目指す教員と名前さえも触れない教員との間に差が生じているが、全般的にビジュアル教材での説明レベルにとどまる傾向がある。

以上から介護福祉士養成以外の課程においては、福祉用具の名称や使用法の理解を目標にしている教員が多く、福祉用具の使用方法の体得までは目標にされていないということが明らかとなった。

#### (3) 理想としての教授レベルについて

どのレベルまで福祉用具を教授すべきか質問したところ、全体として教授段階のレベルは向上していた。つまり、現状では名前に触れることもしない福祉用具であっても、理想としてはビデオや写真等のビジュアル教材を活用して理解させたいという希望が回答にあらわれていた。

また、「福祉用具の理解」のみならず、福祉用具を使う「対象者の理解」が教授の理想としてあげられることが多かった。「対象者の理解」までを目指したいとする福祉用具としてあげられていたのは、介護用車いす（8校）、手すり（7校）、スロープ（7校）、歩行器（7校）、普通型車いす（7校）であった。これらの福祉用具は利用者に適合していなくては意味を成さない。理想としては非介護福祉士養成校においても、福祉用具の活用方法を理解することで利用者の理解までをめざしたいとし、実践的な介護によるニーズにこたえられるスキルの取得を理想としては願っていると考えられる。

#### (4) 評価方法について

社会福祉士等養成課程においては、すべての福祉用具で実技試験は行なわれていなかった。福祉用具として授業で扱われることの多い普通型車いす、特殊寝台、介護用車いすの理解度の評価方法を見てみると図表8のような結果となった。

また、特に評価をしていない福祉用具としては、移動用リフト（57.1%）、腰掛用便座（57.1%）、入浴補助用具（50.0%）などが上位にあげられる。

図表8 社会福祉士等養成課程における福祉用具の理解・体得レベル

	普通型車いす ( N=16 )	介護用車いす ( N=14 )	特殊寝台 ( N=15 )
特に評価はしていない	2 ( 12.5% )	5 ( 35.7% )	8 ( 53.3% )
授業中の様子から伺う	3 ( 18.8% )	3 ( 21.4% )	2 ( 13.3% )
リアクションペーパー（感想）	11 ( 68.8% )	6 ( 42.9% )	4 ( 26.7% )
ペーパー試験	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	1 ( 6.7% )
実技試験	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )

このように社会福祉士等養成課程においては福祉用具の利用スキルレベルを評価する以前に、現場に必要な福祉用具の名称の理解チェックもままならず、リアクションペーパーで感想を聞き確認する段階に留まっているということがわかった。

#### (5) 福祉用具に関する教授法の課題

介護福祉士養成課程における福祉用具の使用については、介護技術の習得と連動している。そのため、基礎的介護技術とともに評価され、また、高価で数少ない福祉用具については実技の機会が少なく、福祉用具の技術的使用が評価されているのみである。しかし福祉用具の技術的な使用だけでなく、適切な用具選定のためのアセスメント力や、バリアフリー環境への視点まで考えると、評価は実技だけにとどまらない。評価結果に現れたリアクションペーパーには利用者の生活困難に関する思いがあり、ペーパー試験には利用者に対する思い入れが反映していると思われる。

福祉用具に関してのこれらを教授法にもりこみ、学生の豊かな感性と発想を大切にし、適切な評価を積み重ねることで、利用者の生活を豊かにする福祉用具に関する専門性が培われることと思われる。

社会福祉士等養成課程での福祉用具の教授に関しては、教員各人の学習目標とするところにかなりの幅がある。介護福祉士を養成する課程ではないため、福祉用具の使用方法の体得までを目指す教授を行なう教員は少ない。しかし、教員は理想としてはビジュアル教材だけでも理解を深め、多くの福祉用具の名称程度は理解させたいと希望していると思われる。

一方、福祉用具の理解度に関しては、評価もリアクションペーパー程度のもので「体験」としての教育が行われていることが多いといわざるを得ない。今後、社会福祉士等養成課程においても、福祉用具の名前や使用法の理解を支援するビジュアル教材の開発や学生の福祉用具理解に関しての教育レベルの教員間の意識の共有化も図られる必要がある。

### 6. 社会福祉士等養成課程における福祉用具に着目した取り組み

介護福祉士の養成を行っていない社会福祉士等養成課程において、指定科目にはない独自の科目などを設定し、福祉用具を教授している事例を取りあげ検討を試みる。

社会福祉士を中心に養成する課程に着目したのは、今後の福祉系大学の取り組みに参考になると考えたからである。社会福祉士等養成課程に分類されたアンケート結果より、下記に示す3つのタイプを設定し、回答結果および各大学がHPや印刷物として公開している学科紹介・シラバス、年報などをもとに、取り組みの特徴を概観し、今後の方向性などについて有用な知見を得るべく分析を行った。

なお、個別の大学名が特定されないように、学科名や特徴ある科目名などをそのまま表記せずキーワード化するなどして示している。また、分析対象とした大学の中には、学科や専攻全体がいずれかのタイプに該当するわけではなく、福祉用具を教授する科目を配置したコースや履修モデルに限定した事例として取り上げている点を留意されたい。

#### (1) 社会福祉士の受験資格取得を目的としないコースの特徴として

一部の大学は、社会福祉士の受験資格取得を目的としないコースを設け、福祉用具に関連した科目などを設定している。

これらの大学は学生や社会のニーズを読み取り、地域を基盤とした社会福祉の専門職として広い分野で活躍できるように、社会福祉の主要科目に加え、多様で特徴ある科目を配置している。福祉用具を盛り込んでいる科目名のキーワードとしては、「福祉デザイン」、「福祉環境」、「コミュニケーション」、「介護技法」などである。授業形態としては講義や演習、ゼミ形式などであり、シラバスを見る限りでは、本格的な演習室や福祉用具を取りそろえなくても、教授可能な内容であった。

学生自身が主に使用する福祉用具としては、車いす、ベッド、食事用自助具などがあげられる。実物を提示して見せるものとしては、排泄関連用品、車いす用クッション、杖などである。ビジュアル教材としては、スロープや手すり、入浴関連、リフト、コミュニケーション関連などを広く取りあげていると見受けられた。

このように、社会福祉士の受験資格に関する指定科目では不充分な福祉用具を様々な科目に取り入れることにより、学生は福祉住環境コーディネーターの資格取得や福祉用具の開発、住宅環境、バリアフリーやまちづくりなどに興味・関心を拡げることができると考えられる。

社会福祉系の大学が増加する中、社会福祉士の受験資格取得を目的としないコースの創設は大学側の事情もあるのであろうが、学生側の幅広いニーズに沿って多様な分野にて活躍できる人材養成を考えた場合、先にあげたキーワードの観点から福祉用具を取り入れることは、重要な方策と考えられる。

大学側がどの程度までの福祉用具を揃えるかの基準はないため、格差の拡がりが懸念される。その点に対しては、できるだけ新しいものを確保・管理ができるシステム作りを共通課題としてあげたい。

#### (2) 社会福祉士養成課程の充実を目的に指定科目と連動させて

社会福祉士養成課程の指定科目に加え、専門性や実践力を高めるために独自の科目を設定している大学では、受験資格取得を目的としないコースと同時に履修できる科目を広く配置することによ

り、社会福祉士養成課程の充実を図ることが可能となっている。

社会福祉士養成課程の指定科目では不足している内容と実践現場で求められているニーズを読み取り、社会福祉士の実践力を高める観点から、指定科目や連動した科目において福祉用具を教授している。指定科目としては、「社会福祉援助技術演習」、「介護概論」、「老人福祉論」、「障害者福祉論」において福祉用具を盛り込んでいる。キーワードとなるは「老人福祉」、「障害者福祉」、「リハビリテーション」などである。授業形態としては、講義や演習であるが、福祉用具を専門とする教員のゼミにおいても、学生が主体的に福祉用具を卒業論文のテーマにすることが想定できるものであった。シラバスを見る限りでは、本格的な演習室や福祉用具を取りそろえなくても、教授可能な内容と考えられたが、今後を見据えて、実際には多くの福祉用具を揃えているという情報を得ることができた。

学生自身が主に使用する福祉用具としては、車いす、ベッド、杖などがあげられる。実物を提示して見せるものはシラバスからは把握できなかったが、ビジュアル教材としては、排泄や入浴関連、調理関連、スロープや手すり、リフト、コミュニケーション関連、職業訓練関連などを広く取りあげていると見受けられた。教授法として参考にすべき点は、福祉用具の必要性や対象者理解への導入に効果的と考えられる高齢者疑似体験を演習で行い、指定科目の講義系主要科目において福祉用具に関する幅広い学習を1コマ設定していることである。また、必修の「社会福祉援助技術演習」でも同様の試みが見られ、さらに履修モデルに沿って障害者や高齢者分野の講義科目と連動した対象者別演習科目において、福祉用具による演習の展開がなされていることが確認できた。

これら一連の学習過程において、学生は福祉用具への興味・関心を喚起されると同時に、社会福祉士が福祉用具に関する知識や体験を必要としていることを実感すると考えられる。このように、社会福祉士の指定科目を中心とした体系だった科目において、講義・演習を通じて福祉用具を段階的に教授することは、大変有効な方策と評価できよう。調査対象とした大学の多くは、今後、外部機関との連携を図り、福祉用具専門相談員の単位認定の一部を科目として開講していくことである。今後の展開に注目していきたい。

### (3) 社会福祉士養成課程の充実を目的に福祉工学系科目を設定して

対象とした大学は医療系学科と共に保健・医療・福祉の連携と統合や実践力を高めることを理念としているため、社会福祉士養成課程の指定科目に加え、学科にて独自の実習や科目を必修としている。また、選択科目として、福祉工学系科目を段階的に配置することにより、福祉用具をテーマとする卒業研究や福祉機器メーカー等への進路選択も拡大していることが確認できた。

福祉用具は、ケアワークを理解する観点から必修科目において、また福祉工学の観点から選択科目において教授されている。指定科目としては、「介護概論」のみであるが、必修科目・実習のキーワードとしては「介護技術」、「介護実習」「リハビリテーション」が見られる。また、選択科目のキーワードとしては「人間工学」、「生活」、「福祉工学」、「生活環境論」などである。授業形態は、講義や演習に加え、実習科目を必修としており、福祉工学系科目では実験も行っている点が特徴的である。学生全員が介護の技術や実習に取り組んだうえで福祉工学系科目を選択するため、問題意識

も高く卒業論文のテーマとして福祉用具を取り上げている学生も多くいることが見受けられた。

シラバスなどから演習室と福祉工学室には、多様な福祉用具を揃えていることが把握できた。学生自身が主に使用する福祉用具としては、車いす（介護用や電動も含む）、ベッド、スライディングマット、杖、食事関連などがあげられる。実物を提示して見せるものは、リフト、排泄関連、階段昇降機などである。ビジュアル教材としては、入浴関連、調理関連、スロープや手すり、コミュニケーション関連などを広く取りあげていると見受けられた。選択科目では学生が自主課題として、提示されたりビジュアル教材で示されたりした福祉用具からいくつかを選定し、実際に使い勝手などを評価するプログラムが含まれていた点などについては注目したい。

指定科目との関連で見ると、体系だったカリキュラムではないようであるが、学生は講義と演習、実習や実験といった教授法を体験することにより、福祉用具への問題意識を高め、福祉用具への支援・研究開発への進路を選択するなどしている。このような結果より、社会福祉士単独のカリキュラムであっても、福祉用具を学習する機会を確保することにより、社会福祉士にとって弱いと考えられる分野での活躍も期待できる可能性を見出すことができた。対象とした大学は保健・医療系の大学であるため、基盤づくりは容易であったと考えられるが、異なったタイプの大学においても、物理的制限があることは否めないが、単位互換などを活用することにより実現可能となる点もあることを願い、そのシステムづくりを今後の課題としたい。

## 7. 福祉用具の教授のためのカリキュラムに関する提言

社会福祉士や介護福祉士、ホームヘルパーなどの資格取得過程には福祉用具の使用方法を体験する機会はあるが、福祉用具の適応、選定、適合までをも含めた知識を体系的に学ぶ機会はほとんどない。

例えば、車いすの使用方法を十分に知らない場合、2cmの段差（段差最低基準）が障壁となることがある。これは障害を持つ人本人だけでなく、福祉サービスの提供者側が「無知」であるために生じたバリアであり、「無知によるバリア」といえる。

今回の調査結果を見ても、車いすの各部の名称や車いすの介護方法は示されているようであるが、本人が操作する技術について詳しく教授しているものは少ないので現状であった。しかし、例えば社会福祉士が福祉用具の使用を援助計画として立案するのであれば、適応、選定、適合というプロセスを提供することが求められることになる。特に在宅の虚弱高齢者や要介護高齢者の場合、理学療法士などの専門家から、正しい操作方法について指導を受ける機会は少ないといえる。もちろん社会福祉士がそうした専門家と利用者をつなぐ役割を果たすことは重要であるが、利用者の生活を援助する専門家であれば、支援のひとつの手段である福祉用具の活用について、専門的知識を持たねばならない。

先に述べた段差最低基準は2000年5月に「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」において示されたが、車いすを使いこなせていることが前提で設けられている。つまり法律に定められている基準で整備された街を円滑に移動する

ためには、車いすを自由に使いこなす操作方法も一緒に「貸与・支給」する必要があるのである。人々の自立した生活の実現を援助する専門家である社会福祉士等の専門職が、福祉用具に関する正確な知識を持つことの重要性を認識せねばならない。

大局的にみて、我が国においては、曖昧な機器が曖昧な状況のなかで、十分な検討もなされないままに曖昧に使われているのが現状である。福祉用具は使用者・介助者の身体能力や環境、生活様式などに合わせて機種を選び、使い方を工夫することが重要である。福祉用具を供給し、支援する側の知識・技術を利用者に還元するためにも、適用技術として体系化することが望まれよう。また、そのことによって、障害者・高齢者自身による選択が可能となり、同時に利用者から供給側に改良点や改善点をフィードバックすることが容易に行われ、それらの情報が福祉用具活用のための教授方法の体系化に生かされるものと考えられる。

付記)

本調査研究は、フランスベッド・メディアカルホームケア研究・助成財団による平成16年（第15回）研究助成を得ておこなわれました。

(しいな・きよかず つくば国際大学産業社会学部社会福祉学科)  
(しまさえ・のりこ 埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科)  
(つつい・すみえい 岡山県立大学保健福祉学部保健福祉学科)  
(なかむら・さちこ 十文字学園大学人間生活学部人間福祉学科)  
(にしかわ・はんな ルーテル学院大学大学院)  
(わだ・こういち つくば国際大学産業社会学部社会福祉学科)

## The didactics of technoaide at training school of certified social workers

Kiyokazu Shiina, Noriko Shimasue, Sumiei Tsutsui,  
Sachiko Nakamura, Hanna Nishikawa and Koichi Wada

We did the investigation of actual conditions of the education method of technoaide in training schools of certified social workers. It stayed in necessary minimum correspondence. Moreover, the difference by the teacher was remarkable. Therefore, It is not systematic for the education method of technoaide. However, there are various attempts that can be paid attention. For instance, there are some examples of expanding the technoaide subject for the enhancement of the welfare subject. The certified social worker will be able to take an active part by understanding technoaide. It is necessary that the certified social worker recognize the importance with accurate knowledge of technoaide. In addition, It is necessary to systematize didactics concerning adjustment skills of technoaide.

Key words: certified social worker, technoaide, didactics